

京都女子大学

人文論叢

第 71 号

〔論文〕

‘니가’の文法化をめぐる一考察

.....中西 恭子 1

第一言語獲得研究における自然発話分析の役割について

.....野村 潤 17

日本語指導を必要とする児童を担任する教員のニーズ

—京都市内の小学校教員を対象とする実態調査の再分析—

.....滑川恵理子 39

令和 5 年 1 月

京都女子大学人文学会会則

第1条（名称）本会は京都女子大学人文学会と称する。

第2条（目的）本会は会員の人文関係諸学の研究の促進と会員相互の親睦とをはかることを目的とする。

第3条（事業）本会は前条の目的を達するため下記の事業を行う。

1. 研究発表会、公開講演会の開催
2. 機関誌の発行およびその他の出版物の刊行
3. その他必要と認められる事業

第4条（会員）本会は正会員と賛助会員とによって構成される。必要に応じて名誉会員を置くことができる。

正会員……本学外国語準学科所属および人文科学関係科目を担当する、教授・准教授・専任講師および助教

賛助会員…本会の趣旨に賛同して入会を希望する本学の教職員等または学生、および元会員で会員資格の継続を希望するもの

名誉会員…本学会の元会員であって総会で承認を受けた教職員

第5条（入会）新たに入会しようとする者は正会員による総会の承認を必要とする。

第6条（役員）本会に下記の役員を置く。

会長 1名

幹事 3名

役員は正会員の教授・准教授・専任講師および助教の中から選ぶ。

第7条（運営）会長は本会を代表し、本会の運営にあたる。幹事は会長を補佐し、本会運営の実務を担当する。事務局は外国語準学科共同研究室に置くことを原則とする。

第8条（役員の選出）役員の選出は正会員の互選によるものとする。

第9条（任期）前項の役員の任期は2年とする。但し、再任のときは1年とする。

第10条（編集委員会）機関誌およびその他の出版物の刊行のための一切の事務を行うため、編集委員会を組織する。

編集委員会は、幹事および必要に応じて会長が委嘱する編集委員をもって構成する。

編集の方針に関しては編集委員会に一任する。但し、必要に応じて編集委員会は編集に関して特別委員会を設置することができる。

第11条（会員の権利義務）正会員および賛助会員は所定の会費を納めなければならない。

会員は機関誌の無償配布を受け、機関誌および研究会において研究成果を発表することができる。

第12条（会費）前条の会費は第3条に定める事業および総会、役員会などの開催に要する経費にあてる。

第13条（会計年度）本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 本会会則の改正・変更に関しては、正会員をもって構成する総会の決議によるものとする。

付 則

昭和42年11月1日施行

昭和49年5月1日改正

昭和54年2月23日改正

昭和54年11月17日改正

昭和60年2月15日改正

昭和61年5月14日改正

昭和62年2月13日改正

平成7年5月11日改正

平成10年5月15日改正

平成11年7月7日改正

平成19年2月1日改正

令和元年9月18日改正

人文学会慶弔規定

第1条 人文学会会員の慶弔・傷病等の場合はこの規定により慶弔金、見舞金等を贈る。

第2条 この規定に適用される場合は次の各号とする。

- (1) 会員の結婚のとき
- (2) 会員の退職のとき
- (3) 会員の1ヵ月以上の病気のとき
- (4) 会員の死去のとき
- (5) 会員の父母、配偶者の死去のとき

尚、会員に贈られる金額については、内規による。

第3条 第2条の各号以外の特別な場合は、これに準じて考慮し、必要に応じて総会の承認を得なければならない。また、これらの慶弔、見舞金などに対する返礼は一切辞退するものとする。

第4条 上の規定の変更は総会の承認を必要とする。

付 則

昭和42年12月10日施行

昭和54年1月10日改正

昭和60年2月15日改正

平成7年6月7日改正

平成11年7月7日改正

『人文論叢』発行細則

1. 編集委員会は年度当初において発行計画を発表し、遅くとも原稿締切の1カ月前に会員にその旨通知し、寄稿者は遅くとも締切の15日前に原稿枚数を編集委員会に通告するものとする。
1. 執筆原稿は400字詰用紙50枚以内を原則とする。
1. 冒頭に400語以内の欧文の要旨をつけることができる。
1. 使用の文字は原則として当用漢字とし、新仮名遣いを用いるものとする。
1. 執筆原稿は京都女子大学研究倫理規準に基づき、提出期限までに編集委員会に対して提出されるものとする。
1. 提出された原稿に、執筆要領の規定に従って参考文献が適切に示されているか、編集委員会において確認する。
1. 初校、再校は執筆者の校閲を経ることとし、三校は編集委員会において校正するものとする。
1. 執筆者には抜刷30部を贈呈し、それ以上の抜刷が必要な場合は、実費を執筆者が負担するものとする。
1. 本誌に掲載されたすべての原稿の著作権は京都女子大学人文学会に帰属するものとする。
1. 本学会は原稿の電子化の権利を有し、原則としてそれを京都女子大学学術情報リポジトリを通じて公開する。

付 則

昭和42年11月1日施行
昭和54年2月23日改正
平成7年5月11日改正
平成19年2月1日改正
平成30年7月25日改正
令和2年2月3日改正
令和3年7月7日改正

人文学会会員 (50音順)

〔名誉会員〕

愛甲 弘志	青木 謙三	大國 義一	岡本 史郎	愛宕 出
河野 哲二	高橋 達明	竹中 康雄	寺川 幽芳	土井ギーゼラ
西村 秀人	橋本 草子	吉村 宏一		

〔会員〕

大谷 麻美	加藤 聰	金 情浩	○姜 紅祥	小林 亜美
中西 恭子	○滑川恵理子	○野村 潤	福永 俊哉	藤原 美沙
Kim Bradford-Watts	Cécile Morel	横山 仁視	Markus Ruesch	●劉 小俊

〔賛助会員〕

舟橋 和夫

編 集 後 記

- ・『人文論叢』第71号をお届けいたします。
- ・4月から新会員として、文学部準外国語学科のMarkus Rüesch氏をお迎えしました。今後のご活躍を祈念いたします。
- ・10月19日（水）に、人文学会公開講座をE005教室にて行いました。3年ぶりの対面開催となりました。清田淳子氏（立命館大学文学部教授）が「母語を活用した教科学習支援の理論と実践～ある公立中学校の取り組みを例に」の演題でご講演くださいました。また滑川恵理子（本学）が「保護者との協働による母語を活用した教科学習支援」と題して講演いたしました。興味深いお話をうかがうことができ、盛会のうちに終わりました。ご発表者に感謝申し上げます。

（滑川恵理子）

令和5年2月28日 印刷
令和5年3月3日 発行

（非売）

人 文 論 叢 第71号

京都市東山区今熊野北日吉町35
編 集 京 都 女 子 大 学 人 文 学 会
代 表 者 劉 小 俊

京都市中京区西ノ京馬代町6-16
印刷所 株式会社 圖書印刷 同 朋 舎

Kyōto Women's University

Journal of Humanities

No. 71

Contents

[Articles]

A Study on the Grammaticalization of '-nikka' Kyoko NAKANISHI 1

On the roles of naturalistic studies in child language research
..... Jun NOMURA 17

Needs of homeroom teachers whose students need Japanese language
instruction: Reanalysis of the survey of elementary school teachers in
Kyoto City Eriko NAMEKAWA 39

Edited by

Association of Humanities

2023